

関係団体長 様

岐阜県健康福祉部課長

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策ガイドブックについて

平素より県政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県では、このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける方々に向けて、融資制度や助成金・補助金の概要、問合せ先一覧等を収録したガイドブックを作成いたしました。

つきましては、下記のとおり県のホームページに掲載しましたので、事業者の方等への助言等にご活用いただくとともに、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 掲載場所 岐阜県ホームページ

県HP トップ > 緊急・重要情報 > 新型コロナウイルス感染症について

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona.html

2 その他

- ・掲載内容については、順次最新情報に更新してまいりますので、ご活用にあたってはご留意いただきますようお願いいたします。
- ・各種融資制度や助成金等の内容、要件、手続き、記載例等を収録した手引書を別途作成していますので併せてご活用いただきますようお願いいたします。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う岐阜県事業者支援手引書（県商工労働部）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11363/shikinyushi/gaidobukku.html>

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業者等資金手引書（県農政部）

https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/ninaite-ikusei/c11419/index_4466.html

担当所属	岐阜県健康福祉部 新型コロナウイルス感染症対策政策連携チーム		
健康福祉部課長	板津	担当	今村
電話	058-272-1111（内2726）		
FAX	058-278-3576		
e-mail	c11221ncov@pref.gifu.lg.jp		

令和2年3月24日（第1版）

新型コロナウイルス感染症に関する
各種支援策ガイドブック

岐 阜 県

目 次

融資制度等		
1	セーフティーネット保証 4号	1 P
2	セーフティーネット保証 5号	1 P
3	危機関連保証	1 P
4	新型コロナウイルス感染症特別貸付	2 P
5	経営環境変化対応資金（セーフティーネット貸付）	2 P
6	岐阜県中小企業資金融資制度	3 P
7	マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	3 P
8	衛生環境激変特別貸付＜特別貸付＞	4 P
9	農林業者への資金繰り支援	4 P
10	社会福祉施設等に対する融資	5 P
11	生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金等の特例貸付）	5 P

助成金・補助金等		
12	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金の支給（労働者を雇用する事業主の方向け）	6 P
13	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金の支給（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	6 P
14	雇用調整助成金の特例措置の拡大	7 P
15	時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）の特例	7 P
16	時間外労働等改善助成金（テレワークコース）の特例	8 P

問合せ先一覧	9 P
--------	-----

詳細はHP掲載の

[「新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策リンク集」](#)

を参照してください。



（注）この情報は、令和2年3月24日時点で、岐阜県が把握したものです。
今後、各機関等における支援策等については、随時、追加、変更します。

1 セーフティーネット保証4号

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の売上げが前年より20%以上減少した事業者等に対して、信用保証協会が通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務を100%保証する制度です。この保証を受けるためには、市町村長の認定が必要となります。
- ◆ 詳しくは県内の信用保証協会にお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-①]

2 セーフティーネット保証5号

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響が生じている対象業種（旅館・ホテル、食堂等計508業種[※]）で、直近の売上げが前年より5%以上減少した事業者等に対して、信用保証協会が通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務を80%保証する制度です。この保証を受けるためには、市町村長の認定が必要となります。
※令和2年3月13日現在
- ◆ 詳しくは県内の信用保証協会にお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-①]

3 危機関連保証

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の売上げが前年より15%以上減少した事業者等に対して、信用保証協会が通常の保証枠及びセーフティーネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務を100%保証する制度です。この保証を受けるためには、市町村長の認定が必要となります。
- ◆ 詳しくは県内の信用保証協会にお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-①]

4 新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の売上げが前年より5%以上減少した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して、通常の融資枠とは別枠で貸付を実施する制度です。無担保・無保証人で一律金利となり、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げが実施されます。また、特別利子補給制度も現在検討中です。
- ◆ 詳しくは日本政策金融公庫、商工中金にお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-①]

メニュー	融資限度額	償還期間（据置期間）		融資利率
	運転・設備資金	運転資金	設備資金	
中小企業者向け	30,000万円	15年以内 (5年)	20年以内 (5年)	年1.11% ^{※1}
小規模事業者、 個人事業者等向け	6,000万円	15年以内 (5年)	20年以内 (5年)	年1.36% ^{※2}

※1 1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%

※2 3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の売上げが前年より5%以上減少した事業者等

5 経営環境変化対応資金（セーフティーネット貸付）

- ◆ 経営状態が悪化した事業者を対象とした貸付メニューですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象となっています。
- ◆ 詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-①]

メニュー	融資限度額	償還期間（据置期間）		融資利率 [※]
	運転・設備資金	運転資金	設備資金	
中小企業者向け	72,000万円	8年以内 (3年)	15年以内 (3年)	年1.11%
小規模事業者、 個人事業者等向け	4,800万円	8年以内 (3年)	15年以内 (3年)	年1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無により変動

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響が見込まれる事業者等

6 岐阜県中小企業資金融資制度

- ◆ 中小企業の活性化、経営の安定に必要な事業資金の円滑な調達に向けて、県では金融機関と連携した貸付制度を設けています。

今回新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、新しい資金制度を設けました。

- ◆ 融資のお申込み・ご相談は、各金融機関・各県事務所にお問い合わせください。 [問い合わせ先一覧 5-①]

資金名	融資限度額	償還期間（据置期間）		融資利率	信用保証
	運転・設備資金	運転資金	設備資金		
①危機関連対応資金	10,000万円	7年以内 (1年)	10年以内 (1年)	年1.0%	事業者負担：年0.6% (県が年0.2%を負担)
②新型コロナウイルス感染症対策資金	8,000万円 うち短期事業資金（償還期間1年以内の運転資金）	7年以内 (1年)	10年以内 (1年)	年1.0%	事業者負担：年0.5% (県が年0.2%を負担)
					事業者負担なし (県が年0.7%を負担)

【対象者】

- ①市町村長から危機関連保証「中小企業信用保険法第2条第6項」による認定を受けた者（P2, 3参照）
- ②市町村長からセーフティーネット保証4号「中小企業信用保険法第2条第5項第4号」による認定を受けた者（P2, 1参照）

7 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

- ◆ 商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導を受けた小規模事業者が無担保・無保証人でご利用できる貸付制度です。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の売上げが前年より5%以上減少した事業者は、通常の融資枠とは別枠で貸付を受けられ、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げが実施されます。

- ◆ 詳しくはお近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。 [問い合わせ先一覧 5-①]

8 衛生環境激変特別貸付＜特別貸付＞

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、直近の売上げが前年より10%以上減少した生活衛生関係営業者等に対して、通常の融資枠とは別枠で貸付を実施する制度です。
- ◆ 詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。

[問い合わせ先一覧 5-①]

メニュー	融資限度額	償還期間 (据置期間)	融資利率
	運転・設備資金		
①旅館業者	3,000万円	7年以内 (2年)	基準：年1.91%*
②旅館業以外の生活衛生営業者	1,000万円		

※振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合員の方については-0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無により変動

9 農林業者への資金繰り支援

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、農林業経営の維持安定が困難な農林業者を対象に、実質無利子化、実質無担保での貸付を行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。
- ◆ 詳しくは日本政策金融公庫や各金融機関等にお問い合わせください。

[問い合わせ先一覧 5-①、5-⑩、5-⑫]

支援の内容・対応事業等
<p>■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成資金、農業近代化資金、漁業近代化資金</p> <p>・貸付当初5年間実質無利子化</p>
<p>■農業近代化資金、漁業近代化資金、林業・木材産業災害復旧対策保証、その他民間資金</p> <p>・農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除</p>
<p>■新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予</p>
<p>■農林漁業セーフティネット資金</p> <p>・600万円又は年間経営費等12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12</p>
<p>■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成資金</p> <p>・実質無担保等での貸付け</p> <p>■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金</p> <p>・農業信用基金協会等の実質無担保等での債務保証引き受け</p>

10 社会福祉施設等に対する融資

- ◆ 独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を運営されている事業者の方に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を継続することが困難な場合に通常よりも有利な条件で貸付を行っています。
- ◆ また、既に貸付を受けている事業者の方に対し、当面6か月間の元利金の支払いについて、返済猶予の相談に応じます。
- ◆ 詳しくは独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

[問い合わせ先一覧 5-①]

区分		貸付限度額 (無担保貸付)	貸付利率	償還期間 (据置期間)
福祉貸付事業 (経営資金)		無 (6,000万円)	当初5年間3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%	10年以内 (5年以内)
医療貸付事業 (長期運転資金)	病院	7.2億円 (3億円)	当初5年間1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%	
	老健等	1億円 (1億円)		
	診療所等	4,000万円 (4,000万円)		

11 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金等の特例貸付）

- ◆ 社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の資金貸付けを行っています。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付を実施します。
- ◆ 詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください。（3月25日受付開始）

[問い合わせ先一覧 6-④]

対象者	貸付上限額	償還期間 (据置期間)
休業等で収入が減少し、緊急かつ一時的な資金が必要となる世帯	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合： 20万円以内 その他の場合：10万円以内	2年以内 (1年)
収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	二人以上世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 ※ 貸付期間：原則3月以内	10年以内 (1年)

1 2 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな
助成金の支給（労働者を雇用する事業主の方向け）

- ◆ 新型コロナウイルス感染者の感染拡大防止のために実施された小学校等の臨時休業に伴い、小学校等に通う子の保護者である労働者（正規雇用・非正規雇用を問わず）が休暇を取得した場合に、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し、助成金を支給します。

支給額

対象労働者の日額換算賃金額（※1）×有給休暇の日数（※2）

※1 各対象労働者の通常の賃金の日額換算したもの。（8,330円上限）

※2 時間単位の休暇を含む。

- ◆ 詳しくは厚生労働省学校等休業助成金・支援金等相談コールセンターにお問い合わせください。 [問い合わせ先一覧 5-③]

1 3 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな
助成金の支給（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている保護者を支援するため、助成金を支給します。

支給額

4,100円/日（定額）

令和2年2月27日～3月31日のうち、就業できなかった日数

- ◆ 詳しくは厚生労働省学校等休業助成金・支援金等相談コールセンターにお問い合わせください。 [問い合わせ先一覧 6-②]

14 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ◆ 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時休業、教育訓練又は出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。
今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等を行った事業者は、助成金の支給対象となります。
- ◆ 詳しくは岐阜労働局職業対策課助成金センターにお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-④]

助成内容	助成率
休業手当、教育訓練期間中の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成 ※対象労働者1人あたり8,330円/日が上限 ※1日あたりの助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定	中小企業 2/3 大企業 1/2
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日あたり1,200円
支給限度日数	1年間で100日

15 時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)の特例

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関連した病気休暇制度や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、あるいは、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し、助成します。
- ◆ 詳しくは岐阜労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-⑤]

区分	支給額
支給対象となる事業者	労働者災害補償保険の適用事業主かつ、新型コロナウイルス感染症対策として特別休暇の規定を新たに整備する者
支給対象となる取組	・外部専門家(社労士等)によるコンサルティング ・就業規則等の作成・変更、人材確保に向けた取組 ・労務管理用ソフトウェアの導入・更新 等
事業実施期間	令和2年2月17日～3月25日 (※事業実施期間中に取組を実施することが必要)
支給額	下記のいずれか低い額 ・対象経費の合計額×3/4(※) ・1企業あたりの上限額(50万円) (※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5)

16 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）の特例

- ◆ 今回、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主に対し、助成金を支給します。
- ◆ 詳しくはテレワーク相談センターにお問い合わせください。
[問い合わせ先一覧 5-⑤]

区分	概要等
対象事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主（※試行的に導入している事業主も対象となります。） ・労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること
助成対象の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・外部専門家（社労士等）によるコンサルティング 等 （※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）
主な要件	事業実施期間中に <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 （※計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組みで、交付決定より前の取組みも助成対象とします）
支給額	補助率：1/2（1企業当たりの上限額：100万円）

17 各種補助金

- ◆ 現在公募中、あるいは今後公募が開始される「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「岐阜県小規模事業者持続化補助金」、「IT導入支援事業費補助金」等では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者への優先的な支援、補助率かさ上げ等が行われています。
- ◆ 詳しくは商工会議所・商工会・岐阜県産業経済振興センターにお問い合わせください。 [問い合わせ先一覧 5-⑥]

問合せ先一覧

1. 全般に関して、どこへ相談してよいかわからない方はこちら

設置場所	相談時間
県健康福祉政策課 058-272-1111(内線2515、2516)	平日 8:30～17:15

2. 新型コロナウイルス感染症に関する相談はこちら

設置場所	相談時間
健康相談窓口（一般電話相談窓口） 各保健所 岐阜保健所 058-380-3004 FAX 058-371-1233 西濃保健所 0584-73-1111（内線273） FAX 0584-74-9334 関保健所 0575-33-4011（内線360） FAX 0575-33-4701 可茂保健所 0574-25-3111（内線358） FAX 0574-28-7162 ① 東濃保健所 0572-23-1111（内線361） FAX 0572-25-6657 恵那保健所 0573-26-1111（内線258） FAX 0573-25-1174 飛騨保健所 0577-33-1111（内線309） FAX 0577-34-8327 岐阜市市民健康センター 中市民 058-252-0632 FAX 058-252-0638 南市民 058-271-8010 FAX 058-271-8014 北市民 058-232-7681 FAX 058-232-7683	平日 9:00～17:00
② 県保健医療課 058-272-8860 FAX 058-278-2624 岐阜市保健所 058-252-7191 FAX 058-252-0639	毎日 9:00～21:00
③ 厚生労働省 （コールセンター） 0120-565653 FAX 03-3595-2756	毎日 9:00～21:00

3. 新型コロナウイルス感染症に関する相談（発熱等の症状が持続している場合）はこちら

設置場所	相談時間
① 帰国者・接触者相談センター 岐阜保健所 058-380-3004 FAX 058-371-1233 西濃保健所 0584-73-1111（内線273） FAX 0584-74-9334 関保健所 0575-33-4011（内線360） FAX 0575-33-4701 可茂保健所 0574-25-3111（内線358） FAX 0574-28-7162 東濃保健所 0572-23-1111（内線361） FAX 0572-25-6657 恵那保健所 0573-26-1111（内線258） FAX 0573-25-1174 飛騨保健所 0577-33-1111（内線309） FAX 0577-34-8327 岐阜市保健所 058-252-7191 FAX 058-252-0639	毎日（24時間） （平日9:00～17:00以外は 電話呼出対応）

4. 在住外国人の新型コロナウイルス感染症に関する相談はこちら

設置場所	相談時間
① 岐阜県在住外国人相談センター 058-263-8066	平日、日曜日 9:00～18:00

5. 事業者の方はこちら

内容	設置場所	相談時間
① 資金繰り等の相談	県商業・金融課 058-272-8389 各県事務所（経営相談窓口） 西濃 0584-73-1111 揖斐 0585-23-1111 中濃 0575-33-4011 可茂 0574-25-3111 東濃 0572-23-1111 恵那 0573-26-1111 飛騨 0577-33-1111	平日 8:30～17:15
	商工会議所 岐阜 058-264-2131 大垣 0584-78-9111 高山 0577-32-0380 多治見 0572-25-5000 関 0575-22-2266 中津川 0573-65-2154 美濃 0575-33-2168 神岡 0578-82-1130 土岐 0572-54-1131 瑞浪 0572-67-2222 恵那 0573-26-1211 各務原 058-382-7101 美濃加茂 0574-24-0123 可児 0574-61-0011 羽島 058-392-9664	平日 9:00～17:00
	岐阜県商工会連合会 058-277-1068	平日 9:00～17:00
	日本政策金融公庫岐阜支店 （中小企業事業）058-265-3171 （国民生活事業）058-263-2136 （農林水産事業）058-264-4855	平日 9:00～17:00 （3月中は18時まで）
	日本政策金融公庫多治見支店 （国民生活事業）0572-22-6341	平日 9:00～17:00
	日本政策金融公庫休日電話相談 （国民生活事業）0120-112476 （中小企業事業）0120-327790 （農林水産事業）0120-926478	（3月末まで） 休日 9:00～17:00
	商工中金岐阜支店 058-263-9191 商工中金高山営業所 0577-32-3353	平日 9:00～15:00
	岐阜県信用保証協会本店 058-276-8123 岐阜県信用保証協会多治見支店 0572-22-3100 岐阜県信用保証協会高山支店 0577-33-5014	平日 8:45～17:00
	岐阜県信用保証協会【休日相談窓口】 0120-015-047	（3月末まで） 休日 8:45～17:00
	岐阜市信用保証協会 058-265-4611	平日 8:50～17:15
	（独法）福祉医療機構福祉医療貸付部 03-3438-9298	平日 9:00～17:00

内容		設置場所	相談時間
②	経営相談等	岐阜県中小企業団体中央会 058-277-1100	平日 8:30～17:15
		岐阜県よろず支援拠点 058-277-1088	平日 8:30～17:15 休日 9:00～17:00
		中小企業基盤整備機構中部本部 052-220-0516	毎日 9:00～17:00
		中部経済産業局中小企業課 052-951-2748	毎日 9:00～17:00
③	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-603999	毎日 9:00～21:00
④	雇用調整の相談 (雇用調整助成金)	岐阜労働局職業対策課助成金センター 058-263-5650	平日 8:30～17:15
⑤	新たな特別休暇の整備 (時間外労働等改善助成金)	岐阜労働局雇用環境・均等室 058-245-1550	平日 8:30～17:15
	新たなテレワークの導入 (時間外労働等改善助成金)	テレワーク相談センター 0120-916479	平日 9:00～17:00
⑥	設備投資や生産性向上に関する補助金申請の相談	商工会議所 岐阜 058-264-2131 大垣 0584-78-9111 高山 0577-32-0380 多治見 0572-25-5000 関 0575-22-2266 中津川 0573-65-2154 美濃 0575-33-2168 神岡 0578-82-1130 土岐 0572-54-1131 瑞浪 0572-67-2222 恵那 0573-26-1211 各務原 058-382-7101 美濃加茂 0574-24-0123 可児 0574-61-0011 羽島 058-392-9664	平日 9:00～17:00
		岐阜県商工会連合会 058-277-1068	
		岐阜県産業経済振興センター 058-277-1080	
⑦	県内宿泊施設など観光事業者を対象とした相談	県観光企画課 058-272-1111(内線3059、3077)	平日 8:30～17:15
⑧	旅行者、旅行サービス手配業者等からの相談	中部運輸局観光部観光企画課 052-952-8045	平日 9:00～17:45
⑨	自動車運送事業者、レンタカー事業者等からの相談	中部運輸局自動車交通部 052-952-8035 (旅客第一課:バス・タクシー・レンタカー) 052-952-8037 (貨物課:トラック)	平日 9:00～17:45

内容	設置場所	相談時間
⑩ 農業者の向けの資金繰り等の相談	県農業経営課 058-272-1111 (内線2894) 各農林事務所農業振興課 岐阜 058-213-7904 西濃 0584-73-1111 揖斐 0585-23-1111 中濃 0575-33-4011 郡上 0575-67-1111 可茂 0574-25-3111 東濃 0572-23-1111 恵那 0573-26-1111 下呂 0576-52-3111 飛騨 0577-33-1111	平日 8:30~17:15
	岐阜県農業信用基金協会 058-276-5253	平日 9:00~17:00
⑪ 新型コロナウイルス対策に関する農業者からの相談	東海農政局企画調整室 052-223-4609	平日 9:00~17:00
⑫ 林業・木材産業事業者向けの相談	県林政課 058-272-1111(内線3019、3020)	平日 8:30~17:15
	(独法) 農林漁業信用基金林業信用保証業務部 03-3294-5585・5586	平日 9:00~17:00
⑬ 建設業・建設コンサルタント業者の建設現場での対応など	県技術検査課 058-272-1111(内線2294、3633) 県公共建築課 058-272-1111(内線3683、3628)	平日 8:30~17:15
⑭ 小学校等の臨時休業等に対応する介護職員等の応援派遣についての相談	県高齢福祉課 058-272-1111 (内線2594、2595)	平日 8:30~17:15

6. 個人の方はこちら

内容	設置場所	相談時間
① 就労の相談	岐阜労働局総合労働相談コーナー 058-245-8124	平日 8:30~17:15
② 小学校等の臨時休業等に対応する保護者支援等に関する相談	厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-603999	毎日 9:00~21:00
③ 生活関連物資等の相談	県民生活相談センター 058-277-1003	平日、土曜日 8:30~17:00 ※土曜日は9:00~17:00 (電話相談のみ)
	県民生活課 058-272-1111(内線2986)	平日 8:30~17:15
	西濃県事務所 0584-73-1111(内線206)	
	揖斐県事務所 0585-23-1111(内線207)	
	中濃県事務所 0575-33-4011(内線209)	
	可茂県事務所 0574-25-3111(内線210)	
	東濃県事務所 0572-23-1111(内線209)	
恵那県事務所 0573-26-1111(内線208)		
飛騨県事務所 0577-33-1111(内線212)		
④ 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付	岐阜県社会福祉協議会 058-273-1111(内線2514)	平日 8:30~17:15